

年 月 日

青森市保健所長 様 〳

住 所

管理者

氏 名

エックス線装置変更届

エックス線装置の届出事項を変更したので、医療法第 1 5 条第 3 項及び医療法施行規則第 2 9 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

診療所の 名称等	名 称	(フリガナ)
	所 在 地	〳 (電 話) (F A X)
変更年月日		
変更の理由		
変更するエックス線装置備付届出事項（該当する項目にチェックしてください）		
☐（1）エックス線装置の製作者名及び型式、台数、管球数等 ☐（2）エックス線高電圧発生装置の定格出力 ☐（3）エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要 ☐（4）エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴 ☐（5）エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要 ☐（6）その他のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
連絡先等	名 称	
	所 在 地	〳 (電 話) (F A X)
	担当者職 氏名	(フリガナ)

別紙を添付してください。

エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

率 エ ッ ク ス 線 管 容 器 及 び 照 射 筒 の 空 気 カ ー マ	下記以外のエックス線装置		エックス線管焦点から 1m で 1.0mGy／時以下になる構造	有 ・ 無
	定格管電圧 50kV 以下の治療用エックス線装置		装置の接触可能表面から 5cm で 1.0mGy/時以下になる構造	有 ・ 無
	定格管電圧 50kV 以上の治療用エックス線装置		エックス線管焦点から 1m で 10mGy/時以下かつ装置の接触可能表面から 5cm で 300mGy/時以下になる構造	有 ・ 無
	定格管電圧 125kV 以下の手持ち撮影を意図しない口内法撮影用エックス線装置		エックス線管焦点から 1m で 0.25mGy／時以下になる構造	有 ・ 無
	定格管電圧 125kV 以下の手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置		装置表面において 0.05mGy／時以下になる構造	有 ・ 無
	コンデンサ式高電圧エックス線装置		充電状態で照射時以外のとき装置の接触可能表面から 5cm で 20 μ Gy／時以下になる装置	有 ・ 無
附 加 濾 過 板	定格管電圧 70 k V 以下の口内法撮影用エックス線装置		mmAl 当量(1.5mm 以上)	
	定格管電圧 50 k V 以下の乳房撮影用エックス線装置		mmAl 当量(0.5mm 以上) mmMo 当量 (0.03mm 以上)	
	上記以外のエックス線装置		mmAl 当量(2.5mm 以上)	
透 視 用 エ ッ ク ス 線 装 置	患者への入射線量率が 50mGy／分以下になる構造(高線量率透視制御装置の場合は、125mGy／分以下)			有 ・ 無
	警告装置付き透視時間積算タイマー			有 ・ 無
	焦点皮膚間距離が 30 c m 以上となる装置又は当該焦点距離間未満で照射することを防止するインターロック (手術中にしようする場合は、20 c m 未満)			有 ・ 無
	受像面を超えない照射野絞り機構			有 ・ 無
	受像器を通過したエックス線が受像器の接触可能表面から 10 c m で 150 μ Gy／時以下となる構造			有 ・ 無
	最大受像面を 3.0 c m 超える部分を通過したエックス線が当該部分の接触可能表面から 10 c m で 150 μ Gy／時以下となる構造			有 ・ 無
	被照射体周囲の散乱線しゃへい装置			有 ・ 無
(胸部集検用間接撮影を除く) 撮 影 用 エ ッ ク ス 線 装 置	受像面を超えない照射野絞り装置 (CT エックス線装置を除く) (口内法撮影用エックス線装置にあっては、照射筒の端の照射野の直径が 6cm 以下になるもの。乳房撮影用エックス線装置にあっては、患者の胸壁に近い患者支持器の縁を超える広がりがあるが 5mm を超えず、かつ、受像面の縁を超える照射野の広がりがあるが焦点受像器間距離の 2% を超えないもの。)			有 ・ 無
	(エ ッ ク ス 線 管 焦 点 皮 膚 間 距 離 を 除 く) (骨 塩 定 量 分 析 エ ッ ク ス 線 装 置 を 除 く)	下記以外の装置	45cm 以上になる構造	有 ・ 無
		定格管電圧 70kv 以下の口内法撮影用エックス線装置	15cm 以上になる構造	有 ・ 無
		定格管電圧 70k を超える口内法撮影用エックス線装置	20cm 以上になる構造	有 ・ 無
		歯科用パノラマ断層撮影装置	15cm 以上になる構造	
		移動型及び携帯型エックス線	20cm 以上になる構造	
		CT エックス線装置	15cm 以上になる構造	有 ・ 無
		乳房撮影用エックス線装置	20cm 以上になる構造	有 ・ 無

撮影用エックス線装置 (胸部集検用間接撮影を除く)	移動型及び携帯型装置並びに手術中に使用する装置は、エックス線管焦点及び患者から 2m 以上になる操作構造				有	・	無
	携帯型エックス線装置のうち、手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置にあつては、公称管電圧 70kv で 0.25mm鉛当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造				有	・	無
	移動型及び携帯型装置の保管状況	保管場所	□エックス線診療室内 □その他（室名：				

エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

画壁等の材質及び厚さ等	区分	構造及び材料	厚さ (mm)	区分	構造及び材料	厚さ (mm)
	天井			床		
	監視窓			出入り口扉		
	東面			西面		
	南面			北面		
画壁等の外側における実効線量を 1mSv/週以下とする防護装置					有 ・ 無	
診察室と画壁等で区画された操作室					有 ・ 無	
エックス線診療室である旨を示す標識					有 ・ 無	
エックス線障害の防止に必要な注意事項の提示				従事者用	有 ・ 無	
				患者用	有 ・ 無	
出入口のエックス線装置使用中の表示					有 ・ 無	

その他エックス線障害の防止に関する予防措置の概要

管理区域	境界における外部放射線の実効線量が 1.3mSv/3 月以下となる防護措置	有 ・ 無	
	管理区域である旨を示す標識	有 ・ 無	
	管理区域への立入制限措置	有 ・ 無	
居住区域及び敷地境界の実効線量を 250 μ Sv/3 月以下とする防護措置		有 ・ 無	
入院患者の被ばくする実効線量を 1.3mSv/3 月以下とする防護措置		有 ・ 無	
放射線診療従事者の防護措置(放射線防護用具等)		☐ 防護衣 ☐ 防護衝立 ☐ その他（ ）	
放射線診療従事者の被ばく線量の測定方法		☐ OSL線量計 ☐ 蛍光ガラス線量計（リング型含） ☐ 電子式ポケット線量計 ☐ TLD（リング型含） ☐ その他（ ）	